

平成21年4月30日

学生および教職員のみなさんへ

別府大学
学長 西村 明

別府大学短期大学部
学長 田中 恒治

ブタインフルエンザへの対応について(第二報)

本学の**ブタインフルエンザ**への対応については、4月28日付けの通達でお知らせしているところですが、世界保健機構(WHO)が4月29日に警戒水準を「フェーズ5」に引き上げました。本学の留学生の一時帰国及び学生、教職員の渡航等の取扱い方針を下記のとおりとしますので、内容を確認の上節度ある行動をお願いします。

記

1. WHOのレポートによる「感染症例確認国・地域」(疑いを含む)

メキシコ、米国、カナダ、スペイン、英国、ドイツ、ニュージーランド、イスラエル、オーストリア、オーストラリア、フランス、スイス、チリ、ブラジル、韓国、デンマーク、コロンビア、グアテマラ、コスタリカ、エルサルバドル、南アフリカ、ボリビア、クロアチア、フィンランド、ノルウェー、ベルギー、ペルー

《留意事項》

1. 不要不急な海外渡航は差し控えてください。
2. 上記へやむを得ず一時帰国及び渡航せざるを得ない特別な事情がある場合は、渡航願を提出し学長補佐(学生担当)の許可を得てください。
なお、渡航の許可を得た場合、学生は前期末試験に支障をきたさないよう渡航日程には十分に配慮をしてください。
3. 上記により一時帰国又は渡航した場合、日本への再入国前に帰国日を必ず大学へ連絡するとともに、異常のないことを確認のうえ入国してください。
4. 日本に再入国後は、直ちに大学に電話連絡するとともに、異常がないことを確認してから出校してください。
発熱がある場合は、発熱相談センター(別府市内 0977-67-2511、大分市内097-536-2222)で電話相談し、指示を受けてください。
5. また、上記の国・地域から家族、友人等呼び寄せる場合についても、極力自粛するようお願いします。特別な事情がある場合は、留意事項1に準じて事前に必ず学長補佐(学生担当)と相談の上許可を得てください。

願出及び 連絡先	〔	留学生 → 留学生課	TEL 0977-66-9639
		一般学生 → 学生課	TEL 0977-66-9622
		教職員 → 総務課	TEL 0977-67-0101

《日本に入国する際の留意事項》

ブタインフルエンザは飛沫感染で発症するとされていますが、その潜伏期間は7日間と考えられていますが、10日間は自宅で待機するよう、厚生労働省の指導があります。よって、入国については以下の点に留意してください。

- ① 日本に入国する際は、事前に入国日時等を必ず大学に連絡し、指示を受けてください。

[連絡先] 留学生：留学生課 TEL 0977-66-9639 FAX 0977-66-3326
一般学生：学生課 TEL 0977-66-9622 FAX 0977-66-3326
教職員：総務課 TEL 0977-66-9611 FAX 0977-67-0101

- ② 出国前にインフルエンザのような症患になった場合は、その国の病院で必ず専門的な検査を受け、完治してから入国してください。その際、「健康診断書」を入国後大学に提出してください。
- ③ 流行地からの入国後10日間は、健康状態と④「ブタインフルエンザの注意すべき症状」に十分注意し、自宅等にとどまり外出は控えてください。外出の際には、必ずマスクを着用してください。
- ④ 発熱、倦怠感、食欲不振、咳などの症状が発現した場合には、速やかに発熱相談センター（別府市内 0977-67-2511、大分市内097-536-2222）及び大学まで、必ず電話で相談してください。
- ⑤ 10日間自宅待機した後、大学が異常がないことを確認してから出校してください。

[参考資料]

「ブタインフルエンザについて(第一報)」

(平成21年4月28日 大学・短大学長)

<http://www.beppu-u.ac.jp/> (別府大学ホームページ)

※ ブタインフルエンザに関する情報収集先

<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/> (外務省海外安全ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/> (厚生労働省ホームページ)

<http://www.who.int/csr/disease/swineflu/> (WHOホームページ)